保護者向け

令和8年4月

いじめ事案に対する初期対応について

児童生徒及び保護者の方からの訴え、教職員の気づき等により、いじめの疑いが生じた時点で、以下の対応を行います。

いじめ若しくはいじめの疑いを認知

1 **校長は、いじめ対策委員の教員を招集します。**
- ○生徒指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭等で構成する委員会メンバーが管理職と連携して指導の方向性を立案　※必要に応じて、SC及びSSWの招集
- ○「情報共有シート」等を活用し短時間で内容周知、記録作成
- ○時間設定・場所設定（個別）・聞き取り内容、指導の方向性の統一
- ○保護者への連絡体制の確認

2 **聞き取り・指導を複数の教員で行い、その内容を生徒指導担当が集約します。**
- ○各教員から報告→生徒指導担当判断→再度各教員へ指示→各教員聞き取り・指導

3 **集約された内容をもとに、いじめ対策委員会で対応を協議します。**
- ○（状況による）加害児童生徒とされる児童生徒から聴取。
- ○（状況による）被害児童生徒とされる児童生徒から聴取。
- ○下校時を含め、翌日の学校生活の安全確保
- ○市教育委員会への報告

4 **児童生徒が帰宅するまでに被害・加害児童生徒の保護者へ連絡し、指導の経緯や今後の対応を伝えます。但し、事案発生当日に概要が明確にならないこともあるため、その場合は学校での事実確認等の進捗について、保護者と共有します。**
- ○保護者への連絡
  被害児童生徒宅を家庭訪問する場合/加害児童生徒保護者のみ来校を促す場合/加害児童生徒保護者を帰宅した児童生徒とともに来校を促す場合/電話連絡のみを行う場合/複数家庭を個別に対応する場合
- ○児童生徒、保護者と教員の関係性を考慮し、複数で手分けして連絡を行う。

被害児童生徒への対応

5 **被害児童生徒への継続的支援を検討します。**
被害児童生徒の心理的不安に対して、SCによるカウンセリングや担任による定期的な面談を実施し、継続的に支援（少なくとも3カ月間）を行う。

6 **被害児童生徒保護者に今後の支援を伝えます。**
家庭での様子を含め、家庭と連携して、支援を行う。

加害児童生徒への対応

5 **加害児童生徒側から謝罪の申し出があった場合、被害児童生徒側へ、その旨を伝えます。**

6 **加害児童生徒への継続的指導（支援）を検討します。**
加害生徒児童に対して、問題行動の背景をつかむため、SCやSSWとの面談を受け、課題等を知る。

7 （事案内容によって）**市福祉部局、加東こども家庭センター、警察と連携します。**

全教職員で指導内容の共有と今後の対応を確認します。
- ○校長を含めた関係教職員で行う。
- ○「情報共有シート」等を活用し、できるだけはやく、全教職員が把握できるようにする。

※その後も、被害児童生徒への継続的な支援、加害児童生徒への継続的な指導を行います。